



Title	国民社会の研究 第2巻
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1959-01-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/77636
Type	manuscript
Note	『鈴木栄太郎著作集7(国民社会学原理ノート)』を出版した際のソースとなった原稿である(同書内での言及による)。
File Information	1005_0121.pdf



[Instructions for use](#)

21

相江記帳本

NOTE BOOK

Best ruled foolscap
For colleges and universities

國民社會の研究
第一卷

昭和二十四年一月二十四日

天和 A5

YAMATO NOTE

21

- 一、口内統治の区分と原形社会の配列
- 二、自己階級社会としての同居同作社会
- 三、人同の基序社会の同居同作
- 四、口内統治の概観
- 五、文化や信仰の共同社会と口内社会
- 六、口内社会と口内社会
- 七、社会の社会における口内の研究
- 八、口内社会の悠久性と口内の一時代

36 33 29 21 18 11 8

(一) 口内統治の区分と取柄
統治者は口内民生の安全と発展を念
馳して居なければならぬ。統治を
のちの順調と発展を促すに強く急
務とするべきである。その事は今日の民衆
口内の政治家達がかろく法々の中での
民の権利の内での統治においてすら
然りである。統治者が自身の政權が
少く危険に瀕すると政治の内外を以て
即ち政治家相互の危険地帯に没死
すべしを是とも明かしてある。
專制的帝王や統治者の治下には民
が如何に苦しみあうかを懸念し居る。

昭和と戦身のみよ口民の治るに非ず
の許すれを造りあつた。批判も反抗
は常に死をもし、執らねたあつる。
かくの如き惨憺をしのつ統治者が金口民
事の統治を意のみに行ふ為の便視
のためには口土内をエイヤイン常居地
すまに都軍令よ一口内の中央に統治の
本營をおき、出来よ支中央集権の實
をあげ、合りを劃正に劃一に幾つか
の地区に分ち、各地区毎に本營の
先鋒隊をおき、更に各地区内を
同様に幾つかの地区に細分し、是こ

ルシカ税務の代行機關を置か、
 更にその地区内を^結規模に分割同
 様な方針によるカ稅國をおき、
 かくの如き分割を兼ねて行く事
 ルより、口民の一人にせぬなく
 中興の^の眼かきとす統治をの方針
 にもすべしなかに^わ税は^は知れせし^め屈阻
~~せ~~せしめん^の事^のよし^のこゝろ。
 日本にかけは道府知の区各^の下に^{あるに}
 ある市町村の区分、更に^の下に^{あるに}
 あり^の方面^の事業^の管理^の区分^のあり^のこゝろ
 の如き性質のものである。統治に從つ

するものはどんな下つ達の下の下の官
 公吏といへどし口宗の令兵力を後背
 としその配下
 としその一人くくに対応して居る。
 その中には練の意に依る者も有り練を
 横断しせめて是れは容易に實現する可か
 である。中央權力その意志と實力
 が互のまゝ細分されて各地方各地に
 配はれたい。その口土は^{地域個々}大分整えられ
 中分整えられたい。中分整えられたい。中分
 整えたい。お多岐の地区内にも
 やさな統制団体のお模範にも中央
 よりの~~事~~意志と力がそのまゝに

見出しあり。

地方自治機關の配置は既存の地方
的交際の予備として大なる枝の
分岐点には高層の統治機關、小さな枝
の分岐点には中層又は低層の
統治機關が配置される場合もある
が、地方自治機關の規模は概して
是二に集まる。機關は是の規模が自
かり定まるべくなくとも、是のが多つてあ
らう。物産の所在都市には是れに應
じて規模の機關があり、町村役場の
所在都市には又是れに應じて規模

の概図を見よとある。

各戸可住の都市は物にあらねど及

て二層の館外や屋敷や新田はあや

放逐者があり、町内は可住の都市

には五の国と五の町村内に入ん

と様々の概図を見よとある。

通てある。其の並の場合がある

水は何れ特殊の事階による

物と町内は町内は町内は町内

同の一様である。一つの町内

同として他の概図と同様に

や位置にこの制を考へて

のてあろか、統治階級はそれが國
の上の内容が生活の^{内容}領域を散らす
様な広汎な^{口頭}の文に特に執
應や可成るもの、執權と位置は
嚴格にその國の範疇によつて制
制されしよ。

(一) 自己防衛の存在としての同居関係
裏返る存在及び口民的存在

他人同は自己の生命を防衛す

を為に本能的に反射的に行動す

よと共に思慮を盡して自己の

生命を防衛して居よ。人間の

作らぬし居よ。種々の社会的統一の中

にその統一を防衛す。為の活動

を学んて居よ。よは同居関係の裏

返る。口民的存在の外には存す。

これ等の社会的統一を防衛するもの

は共にその統一を成る。成員の生命

と財を度下あよ。よとあよはこれ等の

◎ 此の如き互助の社会は人の持ち来
 か甚く強固であり、又、他人の他
 人の対する社会の制約は極めて
 甚く緩い。他人の生活は故に
 他人の社会的行動は此の如き
 の社会の思想の下に行はれよう

社会は生命と財産の危険を共有
 して居る。よび、その意味で、
 生命と財産の危険を共にし、協力
 の力によつて共同の困難に対決
 する。人の一團は互に自己の生
 命財産を守護し、金、力、一團
 であつて是れが如何に有力な結果を
 得るか。一團であり、人は漸く推測さ
 れ得る。◎ 同の生活現象は右の
 三つの社会の権の中に行はれよう
 として居る。此の如き社会
 なるか人同先此に於ける基本的

骨格を形造る所と考へれ
。故に私は此の三札の元を
人同元念の形はけは基本社層と
呼ぶ。

(三) 人間の基本となるのは同族

口民族の細胞を力とするのは其

落したものであり、其れが細胞の細

胞を力とするものは同族同体であ

り、同族同体の細胞を力する

ものは他人である。逆にしては、

他人が集まる同族同体を作り、

同族同体が出来ると其れが細胞

を成し、其れが細胞が出来ると

口民族を成す。有る理をし

こは下に書いている。けれども今

の日本の統治組織においては口衆

の下に集まるものは其れが細胞

は其れが細胞の細胞
野村 11

世帯

分れ町村は何かの周居団体

ルルルて居よ。口家統治は政実

に存在して片。此等団体の組織を

全然先視する。やは去来有らして

く統治名の勝手を便説から申出

集権をとおし道のため。可成り規

則なる統治組織を工夫する。

府制は広い口家をや命令一

下迅速果敢に解任せしむるため

地域別に口家の代行権限を設

けて在よあてあ。これは口家の

申ルわの事を分ちせしめし片の形

とす。府縣の町村は自然の系
萬事を勝手に變形受給して
行くものである。町村の世帯は
戸口調理の都合上から出来て居る
單位である。政治は曲不正な上
々々の民衆内の統治組織は
自然の正しき法則に依りて
可くもなる。

力加物を決定する政治の世界の
出来事は各の中に存在せしむる
有るを以てする可くも平気である。行
政組織は統治者、勝手に出来しむる

便法の純成に過ぎない。

今日の法律は國民は皆平等である
であつて、他人は直接に國家につな
がり、國家に對する義務を持つと共に
國家より直接の権利を享受する
國家の保存をうけとる。府縣
町村の区分は統治の便法から過ぎない
ため。幼兒の人權の第一は父母も世
帯をも地方自治体の者をも介
入する力を失つてはならない。人は直接
に國家より保存する直接に國家統
治に參加する力をもつて居る。それ故

民を特のルルである。政治家の
には口民は唯口宗の時存すたあ
る。同居同族の概も原核の
概も徳子の脈中には存す。口民は
皆口宗の統治軌^力による保たさ。
万しとらぶ^い片も同居同族に
おける父母の愛推もは要なく
可子核を令に域壁をかまえても
もなると云ふのであす。民を人権
の法律、近代口宗の口^法の徳程備
は一考して同居同族の精防術技術
や孝の道徳、原核を令の防術

折を共同にしてたかの橋を暗覚をふ
へて片よ。

けれと共同片関係、夏落、涼まの
共同防衛の付箋は、今高保の
うかひ、強つて片よ。

口め、一人の雀、眠り、眠れぬ位に
治母が紙持さるなうは、又とんを聚

落、元、^{二年中}一軒の家、今、~~中~~、
ない、~~中~~、位に、この市町村、~~中~~、
預の組織が、完備、~~中~~、なるは

その時には、共同関係、~~中~~、
了、~~中~~、完全、共同防衛の機能、~~中~~、

先子乙亥年

(四) 国家の機能

国家の機能は、国民を外交と防衛

す。国家は、国民の生活に

立抗争をなすし、又統治者

に對し、国民の反抗をたが

ふ事である。

不法行為を免れ、憲法に

おとが五十年の国家統治上

の善悪の活動に

統治者及び臣民の活動に

反抗に對する階級的反抗に

おとが五十年の国家統治の

活動に對する階級的反抗に

本業の機能であるべきであらう。

□ 衆議院は当然に支配の階級に

組み込まれるべきであらう。□ 内閣の一切の

支配の座の上席にあるのは議院の

座であるからである。議院は自らの

座を握る為一切の支配者の座を握

るべきであらう。外然に對するは互に

新するも議院は自らを守り得

たのである。政治家は自己の中である。□ 民の不安

統治者の座は力の源である。力によつて力

をとりまかるとして維持して行くべきであ

る。統治者から民に對しては不断に維持し

乙片。横刀は美世をいふ大果力に外
有らぬ。

徳支記志のわん祭をす。政治家の出現
は口家木都市の家の古より傳へて来
る傳統を破った態をいふ。乙口
家の今く新らしい丁建を云ふから始つ
て片よと云ふやが事ある。

(五) 文化や信仰の共同性など、口民族を
形成の土地又は系統に帰するもの

口 衆政治が事実上は発生して以来、是

れこれには口 衆政治が中絶する場合は

強くないであろう。

イギリスの憲法が元いたところには、それト

かんの政治が及んで来てであろう。ホ

トかんの政治の強くなったとは、へん

の口 衆が成長したであろう。

是にこれ程の政治による、口 衆の住民

の文化は徐々に変わって来てであろう。

前の政治の時代に去来した文化を、口 衆

の人々の本来の文化であるかの様

に認めし、口 衆時代の政治的地域

の上にお来た人間の性格か、是れを民族と認識したりしてはなすぬ。朝鮮の北と南とは分際亦は一民族と思わし居んが、これか、漸次北と南とは異つた文化を持つるものあり。

人為的にお来た政治的区割は、或る内に自然的な区割の根據を先ずよんで置るべきあり。政治的区割は、お来た同進の字は、つし不自然の区割と見ゆべきありや、或る区割は自然の区割とあり。

主として

現在民族を思はれ居よりのは
同一の文化を共同して居る國である
よが、それは當この政治共同體
であるよか多いであらう。
南鮮と北鮮の國民はやがて交
化せしめられ、田舎もあつた
つるよであらう。更に長期にわた
る想像されぬよ。更に長期にわた
る如き生活をつくり、これは體質的に
し、両方とも異なるであらう。
そんな意味から、これは政治共同
體の生活共同の體をよよめる

かである。

二つの民族が一つの民族を形成
する場合は、その状態が長期に亘
って持続すればやがて民族同の
相異は消滅するであろう。本
族とアイヌ民族の区別は一世に
たかぬらぬ内にとうとうの区別は
なくなるとして居る。

北米合衆国の大多数の民族が同
種して居るか、あれしやがては一様
化してしまふであろう。

この地球上に完全な平和が来るとは

口泉の隣壁がとれあらずの民
族の交婚が自由となり、其の子
供が政治的帯をもちあはると
すべし。

今までの世界では口泉の隣壁の
様は高の隣壁は外はなく、

口泉と口泉の同族無道
徳多取野書程す。よおけ
なり。

たむし
な

人は何れかの口泉の隣壁内に居な
ければ危険である。どこからとん
な流矢かといふ事か分らな
からである。

近代人は自由と云ふ語を乱用しか
つて、かゝる物の真を隠隠す。場合
まゝの

人は自由で好んでありと云ふが仔細に
及ぶの行をを大檢して見ると何と多い
かせよかせぬ我々の行動を拘束して
いふべきである。口藉口境に因す。
其の決して少くはない。放送劇で
千子の先づがカラフトの口境を馬ソリにのり
破りしやうと云ふ口境準備兵に射殺される
。北海道下の口境破りの移回記。
し境号か高しのは口境大いなる。

世宗の垣根。隣りの祝す。不幸心配
り皆にちいれは分らぬ。こちうのよきこいし
こやも隣宗にほるとぬ。詞のせめく。互いに
宗宗の大位に大失姓。宗程も大々な
は壁の中なる。

言て村落し都市し等。城壁の中の世界。
人の侍見し村落の字簿。

今では清野園の活動に大都市の経済的一
故が早い。

村落と村落と口民族は長い人
生活に於ては三つの基本的な根拠
をしのびん。民族は常に存在し

ある昔の日本の国家的統一の経緯で
と思ふ。常としてある存して其の
的的交流の範囲である。相違が
ある。その中では生活の死の交流の
境界を最も重視する。そのこと
からである。

口家と口尾

口家は法規によつて照し去され人同
同好と人同活動であるが、口民衆
は法規によつて照し去され口民
同に取らぬ片と一部の人間
の全体的統一を意味するもので
あつて法規を照し去られぬ人間
同好である。

口民衆の統一の基礎は唯々か
口家であるが、口家は口尾
のの上に重積して居る共同
の一種であるが、政治を考
へて居る同好に過ぎないといふ

いよ。国家は国民社会の上には
たす。一種の社会文化であつて
おん政治に同体す。社会文化の
のともなへよ。けれど、国家
五国民社会の基礎を規定
とす。よである。

史を以て校んなつて、かく人間は
中心国家を構へて来たと思はれ
の、国家をほつた国民社
を考へる、とて、其考へし、国民社
をほつた、国家を考へる、とて、
事の考へ、とて、両者の富層的

は同僚である。人は異種^種間的に
に家をはたれし口民生活を考へる
か業よまてある。然し其之れは
ははたしかにあるか否か。是れ
人間の生活は口民としての生活
としてあることを示すのである。人間の
の一面に口民としての生活がある
である。けれども第一は其の
である。人は口家の物業^{自分の}や口家の
に争いより離脱するものは強と
である。

口民社会とは口家を共同で

おしと好く人々のよの一切の社会国
を履むとこの一つの死学的統一
を意味するの正女^{法上の}。口^{法上の}家^{法上の}の存在
とこれを意味する口^{法上の}民^{法上の}としての存在
の存在を意味するの正女^{法上の}。口^{法上の}民^{法上の}
も女と人々のよの社会的^{法上の}律^{法上の}体的
一を意味するの正女^{法上の}。

(七) 従来、社会を考察するに際しては、国家の考察を
法統上の国家の考察と国民の考察の
間の生活地帯とは全く異なつたもの
である。

従来、社会を考察するに法統上の国家の活
動と国民の生活地帯とを同一にして考
へた見境を認めざるを得ない。甚だしき
は行政村と自然村落とを同一視
して居る。

国家を考察するに際しては、国家を形成して居る
か故にその社会的統一を考察して居る。
けれども、国家を考察するに際しては、
行政村と自然村落との統一を
考察して居るの爲めではない。

口良能なるは標口の生活の面を以て
共同圏^{カキウケン}を構成して居る。つまり口良
能の上には完全に至る上に幾つかの
共同能圏が重積して居る。それ
等の共同圏は口良能活動の起る
と見えずともあるが、さうでない
のもある。それ等のものが何れも口良
能活動の是認の下に存するものであ
る。しかしかゝる口良能活動の一つの
活動とは思ふに及ばない。マス、つま
り共同能圏は明らかな口良能活動
能に直接結ぶつて居るものである。

まゝ。教育費国庫の申託を教育に
国庫よりには口実給法者の方針
に唯らあは一部して出来ないしおすら存
しては、経済費国庫に付して同
格の子にあへる。それらのものは法令
の活動とは一かいにあへない。

山口民衆の惨状

大東亞戦争は日本口民が存続を

屢すよ為に何れの日にか果てす可す

査務 も今果てす可す 始めの

たと近郷首相は宣えられた。

未来の事い現在を犠牲にするると云

ふりば口民の色々の事業や口際

同体も新米本屢て足と云うて

まよ。

口民の生命は危くあるを故に

未事の恐虞の為に現在が犠牲にさ

かするは口民も者として考へて是

い。

直に家族の精神に自れを片の日本人
は子孫の爲に自分が犠牲になり
心を鬼にして高射し其の爲には其妻
又嬉々然とせし遠ざけて身は見えぬ
子孫の発展の爲に努力すよ人を世
人は模範の一生の標に奉へてせよ。
五んかともうてわ其の悠々たる生活
と翌展を乞じ其の爲に甘んじて自
の生活を犠牲にするよりは其然の標に
奉へよ。其、他人を我自由主義に
携わてよ。欧米の人々の中にも其
の心久既に疑はれずなるものは何

故でありやうか。死後の名声が欲しいか。うであるやうか。死後子孫が世に愛されんやを欲すやあるやうか。徳は能くして悪人下卑方であったと人に云はれたいか。それ丈夫の爲ではないか。清純的な名譽心である。ほんの少しづつは持ち合せである。この清純的な名譽心が集まると口實の悠々たる生活のみに人は甘んじして花の自分の生活をほんの少しづつが犠牲にするものがある。然し悠々たる生命を有するものは口實

張るであつて口家では無い。

日本は永い事武士が統治して居た。

唯治政習になつて天皇の治世となつ

たので、^{古い武家政治の}口家は亡んで、^{天皇制の}我々^の口家

となつた。次いで、^{次いで}天皇の治世の口家が亡

ぼさかへ今を横た民の口家とな

つて居る。口家は次ぎくに興

すよか、口民は何時も同一概

を保つて居る。悠久なるのは口家

はなく口民はなつて居る。口民は

口家の金銭の上に設定されて居る

ので、口民の減る毎に口

民衆も滅びて了る筈であるけれども
七次におこる日宋の争は同一の
権の上に構成されるは、日民地
争は存続するを云いね。日宋
日宋の争は日宋の滅びと
同時に日宋が成立するものであつ
た。あつた日民衆は変動するもの
なく日統治の形式に域々の変化
が現はれんとするものである。幕
府が崩れて明治政府が出来ても
日民の生活は統治内容が幾分
異つて来たものである。天皇制とい

て主権を民の口袋か生れん時と
主権の経緯は、^{「の交代」}は口袋は民は
余り愛他まゝのこぼへ標である。

口袋は生存の生命 ^{「た」と「た」と}は余り長い
けれど、口袋の生命は余り長い

もつてはなない。昔幕府の時代も

政治の時代 ^{「た」と「た」と}は余り長い

は便便上り口袋は始の同一物にしかあつ

今日中昔と呼ぶ口袋を嘗て清と呼

び、互の争ひ明と呼び更に昔には元
と呼んた。

今日では我が口の口名は乱れには日
本昔知りである。その昔は日本は甲口

その昔は日本幕府 ^{徳川} 口日本足知り口

日本北條の日本源氏の日本平氏の
 日本天皇の日本である。
 徳久氏のは日本はよく日本
 である。
 日本は一つの国体と云ふ事が出来
 るが、日本は一つの復命記である。
 同居関係及び系譜記も同様に
 復命記である。然し徳久の歴史を有
 す。そのは日本記と系譜記である。か
 系譜記も日本人の歴史がよいはる。

九制度一般の保守性といふの保守性
制度が一般に保守的と考へらるゝのは
○衆が保守性であるが、其れに準度
して其の年にもあるといふ制度は一
般に保守的であるといふ。

制度の自体としては改形的である
よつて等であるが、我々か其の制度は意

○衆統治の整理に在る。

○衆が保守的であるのは、現状の基

礎の上に秩序と發展を導かんとす

とする統治者の方針によるもので

ある。現状の上に最善な者の地位を

持つて統治をなすは、現状以外の

境においても最優力の地位にある
は、おもしろか確切的な予断をしたな
い。何れにしても、これにおいても最優
力であるよりはるかに劣る。大故にこ
の北、態を維持しやうとする。

これに改めるとは、彼等には危険な
ある。

の法條件

口の中に、標人の支配関係をその
者の北、態におい、^{口の中}は統治者の其
お好むところである。支配関係の一つに
上下の相互抗争、生ずれば、統治
者は、形式的に上層の支配者に絶つ

す。支配者が被支配者と平等に
その地位を危うくす。それは自
らとつては自分の統治的支配の地位
を危うくす。事には連結して是れと
感ぜらるべき。

10	酒井俊二	農打	講師
20	藤本三子	漢打	講師
30	奥田道大	都立	講師 (即事)
40	高木宗夫	農打	即事
50	石川淳子	産業	講師 (即事)